

医療機関での一部負担金等の免除について

令和2年7月豪雨により被害を受けた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

キンビール健康保険組合では、この度の被災状況を勘案し、被災された被保険者・被扶養者に対しまして厚生労働省からの通知・要請に基づき、下記のとおり一部負担金の免除の対応を実施致しますのでご案内申し上げます。

つきましては該当される方は添付「健康保険一部負担金免除証明書」の申請を行って頂きますようお願い致します。

◆免除の対象となる方

令和2年7月豪雨に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する被保険者又は被扶養者で、住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした方。

○災害救助法適用エリアについては、以下を参照下さい。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

◆免除の対象となるもの

- ・医療機関等で保険診療を受けた際の一部負担金(患者さんの窓口負担分:医療費総額の2割~3割)
 - ・訪問看護療養費・家族訪問看護療養費に係る自己負担額
- ※柔道整復、あんま、はり・きゅう、マッサージの施術料や装具代は対象外です。

◆免除の期間

2020年12月末日まで。(従来は10月末日まで)

◆免除証明書の申請等の手続き・必要添付書類について

別添1「健康保険一部負担金等免除申請書」に必要事項を記載のうえ、所属事業所の健康保険担当窓口へ提出下さい。(任意継続・特例退職者は直接健康保険組合宛へ提出下さい。)一部負担金等の免除の要件に該当していることを確認後、「免除証明書」を交付します。また、証明書が届く前に、医療機関を受診し、一部負担金を支払われた場合は、別添2「健康保険一部負担金等還付申請書」により、還付手続きを致しますので、同様に提出をお願い致します。

○別添1「健康保険一部負担金等免除申請書」

○別添2「健康保険一部負担金等還付申請書」

必要添付書類:罹災証明書(コピーまたは原紙)

必要添付書類:医療機関等の領収書(原紙)